

公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準

第1 共通事項

1 失格（無効）の判断

提案を失格（無効）とする場合は、各要領等に記載している提出物の応募条件への違反等、次の諸点を勘案して、評価委員会の意見を聴取した上で、京丹後市が決定する。

- (1) 設計図等、応募条件で禁止されている過大な提出物があった場合
- (2) プロポーザル提出物の内容に虚偽の申告があった場合
- (3) 評価委員会の委員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合
- (4) 第3号までの場合と同等と認められる不適当な行為があった場合

2 配点について

- (1) 主観的評価事項（二次審査評価における（1）（2）の評価事項）については、評価委員会委員が5段階（A, B, C, D, E）の評価を行う。
- (2) 客観的評価の各評価事項については、評価委員会事務局によってあらかじめA, B, C等の段階評価による評価点の換算又は評価点の積み上げにより評価を行う。
- (3) 評価点の計算は、各項目の配点×評価係数とする。
- (4) 段階評価による係数は、次に掲げるものを基本とする。

ア 5段階評価

A = 1.0 B = 0.8 C = 0.6 D = 0.4 E = 0.2

イ 3段階評価

A = 1.0 B = 0.6 C = 0.2

第2 担当チームの能力（技術職員の経験及び能力）

1 事業所としての業務実績を評価する。

事業所の業務実績については、実績毎に表の評価事項により評価する。

評価点 = 実績1件毎の配点数（2点） × 実績1件毎の評価（（1）ア + （1）イ） を最大4件合算

(1) 事業所の実力

区分	規模等	評価点
ア (種別)	庁舎	0.6
	庁舎以外の公共施設	0.4
	上記以外の複合施設	0.2
イ (面積)	5,000 m ² 以上	0.4
	3,000 m ² 以上	0.3
	3,000 m ² 未満	0.2

2 担当チームの能力を、各担当技術者の資格・経験、業務実績等で評価する。

(1) 資格、経験

資格・経験で評価する。

$$\text{評価点} = \text{配点数 (1点)} \times \text{資格・経験係数}$$

※ 資格・経験係数 = 技術者資格係数 (表1) × 経験年数係数 (表2)

【表1】

技術者 資格係数	資格	資格係数
	一級建築士、建築設備士、技術士	1.0
	その他	0.5

【表2】

ア 管理技術者		
評価事項	評価内容 (経験年数)	評価
経験年数係数	18年以上	A (1.0)
	15年以上18年未満	B (0.6)
	15年未満	C (0.2)
イ 主任技術者		
評価事項	評価内容	評価
経験年数係数	15年以上	A (1.0)
	12年以上15年未満	B (0.6)
	12年未満	C (0.2)

(2) 業務実績

技術者の業務実績の件数及び内容から5段階（A, B, C, D, E）の評価係数で評価する。

$\text{評価点} = \text{配点数} (\text{※} 2 \text{ 点 又 は } 1 \text{ 点}) \times \text{業務実績評価係数}$ <p style="text-align: center;">※管理技術者：2点、主任技術者：1点</p>
--

※ 業務実績係数 = 業務実績内容係数（表3）×業務実績立場係数（表4）
を最大2件合算

※ 業務実績立場係数（表4）は管理技術者及び総合・意匠担当主任技術者にのみ適用

評価事項	評価内容	評価（評価係数）
業務実績係数	1.6以上	A (1.0)
	1.2以上 1.6未満	B (0.8)
	0.8以上 1.2未満	C (0.6)
	0.4以上 0.8未満	D (0.4)
	0.4未満	E (0.2)

【表3】業務実績内容係数

各実績に内容係数を乗じた数値を係数とする		
$\text{業務実績内容係数} = \text{区分係数ア} \times \text{区分係数イ}$		
区分	規模等	区分係数
ア (種別)	庁舎	1.0
	公共施設	0.7
	上記以外の複合施設	0.3
イ (面積)	5,000 m ² 以上	1.0
	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	0.6
	3,000 m ² 未満	0.4

【表4】業務実績立場係数

業務実績における立場	業務実績立場	立場係数
	管理技術者、総合・意匠担当主任技術者	1.0
	その他主任技術者、担当技術者	0.5

(3) 管理技術者及び総合・意匠担当者の繁忙度

管理技術者及び総合・意匠担当主任技術者についての繁忙度を評価する。

手持ち業務と本件業務との重なり程度を、様式第4号(1)管理技術者等の「現に従事している設計業務及び監理業務」欄の記載から3段階(A, B, C)で評価する。

評価点 = 配点数(2点) × 繁忙度評価係数

評価事項	評価内容	評価
繁忙度評価係数	委任期間中を通して手持ち業務との重なりがない。	A(1.0)
	手持ち業務と重なりが一時ある(委託期間のうち60%未満)が、程度から判断して業務遂行が可能。	B(0.6)
	委託期間中を通して手持ち業務との重なりがある(委託期間のうち60%以上)。	C(0.4)

第3 担当チームの対応(業務実施方針等)

1 技術提案書により、5段階(A, B, C, D, E)で評価する。

選定委員会の委員により評価する。

評価事項	評価内容	評価(評価係数)				
		A (×1.0)	B (×0.8)	C (×0.6)	D (×0.4)	E (×0.2)
(1) 課題ア 企画意図の理解、実施手順の明確性など	業務実施方針 SDGs	極めて 良好	良好	標準	やや不 十分	不十分
(2) 課題イ 業務実施方針の妥当性(提案の適格性・機能性・実現性)	特定テーマ a~c	極めて 高い	高い	標準	やや低 い	低い
(3) 経費見積価格	契約予算額との比較	第3「2 見積価格評価点」の算式による。				

2 評価点の算出

- | | | | | |
|-------------|---|----------------|---|--|
| (1) 課題ア評価点 | = | 配点数 (20点) | × | 課題ア評価係数 |
| | | | | ※項目毎に評価 |
| (2) 課題イ評価点 | = | 配点数 (25点) | × | 課題イ評価係数 |
| | | | | ※テーマ毎に評価 |
| (3) 見積価格評価点 | = | (配点数 (5点) - 1) | | |
| | | | × | $\{1 - (\text{見積価格}) \div (\text{契約予算額})\} \times 5 + 1$ |
| | | | | ※ [] 内が1を超える場合は最大1とする。 |

説明：経費の見積価格の算出例（[] 内の計算）

契約予算額 5,000 万円（実際の契約予算額と異なります。）に対する見積価格 4,750 万円（95%）、4,250 万円（85%）、3,500 万円（75%）の場合

- ・ 95%の場合： $(1 - 4,750 \div 5,000) \times 5 = 0.25$
- ・ 85%の場合： $(1 - 4,250 \div 5,000) \times 5 = 0.75$
- ・ 75%の場合： $(1 - 3,750 \div 5,000) \times 5 = 1.25 \rightarrow 1.0$ （1を超過したので調整）

※見積価格が契約予算額の80%以下の場合は、[] 内の数値が一律 1.0 となります。